

(平成26年4月23日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中部地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

中部（静岡）国民年金 事案 3712

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月から52年3月まで
私の国民年金加入手続は父親が行い、申立期間の国民年金保険料の納付は母親が行ってくれたと思う。申立期間の前後の保険料が納付されているのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であり、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする母親は、国民年金制度発足当初の昭和36年4月から60歳到達時までの20年にわたり保険料の未納は無いことから、母親の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年3月25日にA市で払い出され、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の加入手続はこの頃に初めて行われ、この加入手続の際に、資格取得日を43年*月*日（20歳到達日）に遡る事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期（50年3月）を基準とすると、申立期間の国民年金保険料は現年度保険料あるいは過年度保険料として納付することが可能であった。

さらに、国民年金被保険者台帳及びA市の過年度納付記録によると、申立人の申立期間前後の国民年金保険料は、納付されている記録が確認できる上、オンライン記録及び同市の国民年金被保険者名簿によると、申立人の保険料を納付していたとする母親は、申立期間の保険料が納付されていることから、納付意識の高かった母親が、申立人の申立期間の保険料を、同様に納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

中部（三重）国民年金 事案 3713

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から56年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、2年の時効が成立した後に納付されたため収納することはできずに還付されているとのことだが、私も妻も還付請求書を受け取った記憶や還付を受けた記憶は全く無い。申立期間の保険料を、昭和60年1月7日付けで納付していることを証明する納付書・領収証書を提出するので、保険料が還付されていないのであれば、申立期間の保険料を納付していたものとして認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する納付書・領収証書によると、申立期間の国民年金保険料（4万5,240円）については、昭和60年1月7日にA金融機関で納付されていることが確認できる。この納付時点において、申立期間の保険料については、既に2年の時効が成立していることから、本来、当該保険料を収納できないものであったところ、オンライン記録では、還付請求者記録の欄に記載は無いものの、同年1月16日に時効期間納付を理由に還付決議が行われていることが確認できる。このことについて、日本年金機構によると、オンライン記録において、57年10月から58年6月までの国民年金保険料が60年1月25日付けで納付済みと記録されていることから、申立期間の保険料（4万5,240円）を時効成立前で過年度保険料として納付することが可能であった57年10月から58年5月までの保険料（4万2,980円）に充当し、残額（2,260円）については1か月の保険料額（5,830円）に満たないため、不足額（3,570円）を徴収した上で、同年6月の保険料に充当処理したが、本来、取り消すべきであった還付決議の取消処理を忘却したため当該記録が残った可能性があるとしている。

しかしながら、日本年金機構が申立期間の国民年金保険料を充当処理したとする昭和 57 年 10 月から 58 年 6 月までの期間については、i) オンライン記録では、過年度保険料として納付されたことを示す記録のみであり、不足額を徴収した上で充当したことを示す記録が確認できないこと、ii) B 市の国民年金被保険者名簿には、60 年 1 月 8 日に当該期間に係る納付書が発行され、同年 1 月 25 日に当該期間の保険料が過年度保険料として納付されたことが記録されていること、iii) 申立人の保険料を納付していたとする妻は、申立期間の保険料を充当する旨の説明を受けた記憶及び不足額 (3,570 円) を追加で納付した記憶は無いとしていることから、申立期間の保険料が、57 年 10 月から 58 年 6 月までの保険料に充当処理されたと推認することはできず、別途、妻が過年度保険料として納付したものと考えるのが相当である。

また、時効成立後に収納された保険料の取扱いについては、「国民年金保険料に係る還付金等の充当について」(昭和 40 年 6 月 7 日付け庁文発第 4542 号 社会保険庁年金保険部国民年金課長通知) に基づき、還付金等を受けるべき者に未納の保険料がある場合は、還付金等を未納の保険料に充当し、1 か月の保険料の額に満たない端数が生じたときは、当該還付金等のうち充当されなかった金額に相当する金額を還付する事務処理を行うこととされているものの、上述の還付決議が行われた時点において、充当可能な未納期間があるにもかかわらず、その形跡も見られないことから、申立期間の保険料還付に係る事務処理が適正に行われたとは考え難い。これらのことから、時効成立後に収納された申立期間に係る国民年金保険料については、29 年余りの長期にわたって国庫歳入金として扱われてきたことは明らかであり、時効により保険料を納付できないことを理由として、保険料の納付を認めないのは信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和19年4月1日、資格喪失日は20年9月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、30円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月から20年9月まで

私は、昭和19年3月に国民学校卒業後、同年4月にA社B工場に入社、勤務し、終戦を経て、20年9月頃に退職したが、厚生年金保険の被保険者記録が無い期間となっている。勤務していたのは間違いないので、年金記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳により、申立人は、昭和19年4月1日にA社B工場で厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるものの、当該台帳に資格喪失日の記載が確認できない。

また、A社B工場に係る厚生年金保険被保険者名簿には申立人の記録が確認できない上、昭和20年10月1日以降に厚生年金保険被保険者資格を取得した被保険者しか確認できないところ、日本年金機構は、「申立期間当時、A社B工場の管轄であったC保険出張所（当時）は戦災により焼失しており、その際に被保険者名簿も焼失したと思われる。」と回答していることから、当時、保険出張所において同社同工場に係る被保険者記録が適切に管理されていたとは言い難い。

一方、申立人と同時期にA社B工場で資格取得し、同じ部署で勤務していた複数の同僚は、申立人を記憶している上、申立人は、同社同工場に昭和20年9月まで勤務していた旨証言している。

また、申立人が記憶しているA社B工場の終戦時の状況は、複数の同僚の証

言と符合する。

さらに、上述の証言をした複数の同僚のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和20年9月1日と記録されており、これらのことから、申立人は、少なくとも同年8月31日までは、同社に勤務していたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B工場における資格取得日は昭和19年4月1日、資格喪失日は20年9月1日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の記録及び同僚の記録から、30円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和41年5月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月31日から同年6月1日まで

私がA社C支店から同社B営業所に異動した際の厚生年金保険被保険者記録に被保険者でない期間があり、納得できない。調査して、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、D健康保険組合の記録、A社から提出された人事記録及び同社の回答により、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和41年5月31日に同社C支店から同社B営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における厚生年金保険被保険者原票の昭和41年6月の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

中部（静岡）厚生年金 事案 8423

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和46年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月31日から同年11月1日まで
C社（現在は、D社）に入社後、関連会社のA社に出向していた際の厚生年金保険の被保険者記録が1か月欠落している。

申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社及びD社の回答、雇用保険の記録並びに企業年金連合会から提出された加入員記録により、申立人は、A社及びC社に継続して勤務し（昭和46年11月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における厚生年金保険被保険者名簿に記載されている昭和46年10月の定時決定の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、申立人の資格喪失日を誤って届け出たと認めている上、同社が保管している申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に記載されている資格喪失日が昭和46年10月31日となっていることから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事

務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（三重）厚生年金 事案 8424

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和50年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月1日から同年9月1日まで

申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いが、B社からA社が独立したことによるもので、仕事内容等に変更なく継続勤務していた。私は事務員をしていたが、従業員は私を含め全員がそのまま引き続き勤務していた。給料支払明細書で保険料を控除されていたことも確認できるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人から提出されたA社に係る給料支払明細書により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、A社は、昭和50年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所であった記録が確認できないが、商業登記簿謄本によると、同社は、申立期間前の同年6月*日に法人設立されており、雇用保険の記録により、申立期間において、申立人のほか4人の同僚が勤務していたことが確認できる上、当該同僚は、同社には申立人を含め常時5人以上の従業員が勤務していたと証言していることから、申立期間において、同社は厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満

たしていたものと判断される。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間においてA社は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（三重）厚生年金 事案 8425

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和51年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年5月31日から同年6月1日まで

A社B工場から同社C営業所に異動したが、会社を辞めたことは無いのに、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないので、記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答、同社B工場から提出された社会保険台帳、雇用保険の記録及び同僚の証言により、申立人が同社に継続して勤務し（同社B工場から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の異動日については、A社B工場から提出された社会保険台帳によると、転勤日は昭和51年5月11日であることが確認できるものの、同社の厚生年金保険被保険者原票によると、同年5月1日から同年6月1日までの期間に同社同工場から他の事業所に転勤となった者の資格喪失日は同年5月31日であることが確認できるところ、同社が申立人を含む上述の転勤者の資格喪失日について、「資格喪失日を昭和51年6月1日とするべきところを、誤って届け出たと考えられる。」と回答していることから、同年6月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における厚生年金保険被保険者原票の昭和51年4月の記録から、10万4,000円とすることが妥

当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和 51 年 6 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 5 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（愛知）国民年金 事案 3714

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から57年3月まで

私は、昭和55年4月に会社を退職した後、すぐにA市B区役所で国民年金加入手続を行った。その後、請求書が送られてきて、毎月、自宅に来た集金人に国民年金保険料を納付していたが、同区役所にはよく行っていたので、もしかしたら同区役所でも保険料を納付していたかもしれない。申立期間について、1回に納付した金額は3,000円台の後半から4,000円台に上がっていった記憶もあるので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続後、請求書が送られてきて、毎月、自宅に来た集金人あるいはA市B区役所で国民年金保険料を納付しており、1回に納付した金額は3,000円台の後半から4,000円台に上がっていった記憶があるとしている。しかし、i) 同市では、集金人（国民年金推進員）による保険料徴収は、昭和54年3月で廃止されているため、申立期間の保険料を集金人に納付することはできなかったこと、ii) 申立人が述べる請求書は、保険料の納付書であると考えられるところ、同市では、申立期間当時、3か月分の保険料を1枚とする納付書を送付していたとしており、1回に納付する保険料額は、昭和55年度は1万1,310円、56年度は1万3,500円となり、申立人の記憶する保険料額とは大幅に異なることから、申立人の記憶は、当時の状況と相違する。

また、申立人は、昭和55年4月に会社を退職した後、すぐにA市B区役所で国民年金加入手続を行ったとしているところ、オンライン記録及び申立人の所持する年金手帳によると、申立人は厚生年金保険被保険者資格を喪失した同

年4月6日に国民年金被保険者資格を再取得していることが確認できる。しかしながら、同市の申立人の国民年金被保険者名簿において、申立期間である昭和55年度及び56年度の記録が無く、同市の57年度の国民年金保険料検認状況一覧票において、申立人の得喪歴史欄のコードは「1」（もれ者）と記載されている。これについて同市は、国民年金被保険者名簿は、通常、加入手続をした年度分から存在するため、55年度及び56年度の申立人の記録が無いのは、申立人が当該年度に加入手続を行わなかったものと思われるとしている上、国民年金保険料検認状況一覧票の得喪歴史欄のコードの「1」（もれ者）は、加入手続が漏れていた者又は遅れて手続した者を指すとしていることから、申立人の主張をもって、申立人が会社退職後、すぐに国民年金加入手続を行ったと推認することはできない。

さらに、オンライン記録によると、申立期間直後の昭和57年4月から58年3月までの国民年金保険料は、当初、申請免除期間とされていたが、59年10月9日に追納されている記録が確認できる。このことについて、申立人は、免除申請手続を行ったことも遡って保険料を納付したことも無いとしているものの、国民年金被保険者台帳の昭和57年度の欄及びA市の同年度の国民年金保険料検認状況一覧票は共に申請免除期間とされている記録が確認できる。当時の申請免除の承認は、免除の申請のあった日の属する月前の直近の基準月からとされていたことから、申立人は57年5月から同年7月までの間に同市B区役所で免除申請手続を行ったものと考えられるところ、前述の同市の記録を勘案すると、申立人の会社退職後の国民年金加入手続は、同年5月から同年7月までの間に行われ、この加入手続の際に、厚生年金保険被保険者資格を喪失した55年4月6日まで遡って被保険者資格を再取得する事務処理が行われたものと推察される。このため、申立人は、申立期間当時は国民年金に未加入であり、未加入者に対して、保険料の納付書が送付されることは考え難いことから、申立人は保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、前述の国民年金加入手続が行われたとみられる昭和57年5月から同年7月頃において、申立期間の国民年金保険料は、過年度保険料として遡って納付することが可能であったものの、申立人は、保険料を遡って納付したことも金融機関で保険料を納付したことも無いとしていることから、申立人が申立期間の保険料を遡って納付したと推認することはできない。

このほか、国民年金被保険者台帳においても、申立期間の国民年金保険料が納付された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（三重）厚生年金 事案 8426（三重厚生年金事案 1511 及び 1882 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年11月から23年6月1日まで
② 昭和24年6月1日から26年1月20日まで
③ 昭和57年5月1日から58年8月1日まで

A社及びB社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。A社は昭和22年11月に入社し30年12月まで継続して働いた。B社は、57年5月に入社した。申立期間については、これまで2回にわたり第三者委員会へ申し立てたが、年金記録の回復には至らなかった。結果に納得がいけないため、再調査を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る当初の申立てについては、i) オンライン記録及びA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同事業所は、昭和23年6月1日に初めて厚生年金保険が適用されており、申立期間①当時は厚生年金保険の適用事業所ではなかった上、申立人が提出した年金手帳には、初めて被保険者となった日も同年6月1日と記載されていること、ii) 当該事業所名簿から申立人及び複数の同僚が資格喪失後に再取得している上、申立人が記憶しており、商業登記簿謄本から申立人と同じ有限責任社員であったことが確認できる同僚一人については、申立人と同日に資格喪失及び再取得していること、iii) 申立期間②に勤務していた同僚のうち連絡先が判明した5人に照会したところ、いずれも当時の記憶は不明であり、申立てに係る事実を確認できる供述を得ることができなかったこと等を理由として、申立期間③に係る申立てについては、i) B社における当時の役員等関係者に照会したものの、申立人の当該期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかったこと、ii) オンライン記録

により確認できる当該期間に同社において勤務していた同僚6人に照会したところ、いずれも当時の記憶は不明であり申立てに係る事実を確認できる供述を得られなかったこと、iii) 雇用保険の加入記録は、厚生年金保険の記録と合致していること等を理由として、既に年金記録確認三重地方第三者委員会(当時)の決定に基づき、平成23年3月10日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立期間に係る2回目の申立てについては、申立人は新たな資料や事情を提示することなく、「勤務していたことは確実であるから、厚生年金保険に加入していた。」と主張し、再度申立てを行っているが、i) 申立期間①及び②について、A社に勤務していた同僚9人に照会したものの、いずれも当時の記憶は不明であり、申立てに係る事実を確認できる供述を得ることはできなかったこと、ii) 申立期間③については、B社に勤務していた同僚5人に照会したものの、いずれも当時の記憶は不明であり、申立てに係る事実を確認できる供述を得ることはできず、このほか、当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないとして、既に年金記録確認三重地方第三者委員会の決定に基づき、平成24年2月16日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、以前提出した資料のほか、預金通帳、恩給証書及び申立人自らが作成した保険料控除資料等を提出し、「前回の結果に納得ができないため、再調査を申し立てる。」と主張し、3回目の申立てを行っている。

今回の申立てを受け、これまでに収集した資料を改めて検証するとともに、申立人から新たに提出された資料を検証したところ、申立人が申立期間①及び③については、期間は特定できないがそれぞれA社及びB社で、申立期間②については、A社で勤務していたことがうかがえるものの、当該期間において厚生年金保険料が控除されていたことは確認できない。

また、申立人が給与から厚生年金保険料が控除されていたことを示す根拠として新たに提出した申立人が自ら作成した資料には、申立期間③において給与から控除された額が記載されているものの、その控除の名目及び額の内訳は不明であり、さらに、申立人が記載した控除額を裏付ける元資料の提出が無く、これを検証することはできないことから、当該資料をもって年金記録確認三重地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほか、年金記録確認三重地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。